

## 不明の弁

内田修道

先日ある村の一九三七年（昭和一二）の記録を見てみると、ある議員の資格をめぐる質疑が記録されていた。事の起りは、これまで村一番の納税者で村の有力者である甲氏が滞納処分を受けたことに始まる。町村制第八條第六項「滞納処分中ハ町村ノ名譽職ニ就クコトヲ得ス」の規程をうけ、理事者は同法第三

院議員を辞めても、アカデミーに盤石たる地位を築いており、戦時下においても弛まず学者としての仕事を続けていた。そのため、彼の法解釈が地方議会での一つの有力な法理として機能しているのである。一九三五年二月に貴族院本会議において在郷軍人議員菊地武夫が美濃部の天皇機関説を国体に反すると攻撃したのを皮切りに、江藤源九郎による不敬罪の告発、政府の国体明徴声明、美濃部達吉の貴族院議員辞任という一連の過程を経て美濃部は社会的に葬られたというのが私の天皇機関説事件の理解であった。歴史を中央の表舞台で起きた事象に目を奪われて短絡してはならないと痛感した次第である。

が現在は完納して、被選挙権が回復しているにもかかわらず、なお名誉職の資格がないのかと理事者に問うた。理事者の答えは、それ当該県の地方局の見解でもあったが、被選挙権は復活しても名誉職は復活しないと答弁した。ここで乙議員は滔々と美濃部達吉博士の三五条解釈を読み上げ、この解釈によれば町会に決定をもとめるのは処分継続になされるべきであると力説し、町会がこの処分提案を否決するように議場に問うた。これが多数で可決され、理事者もその決議をうけ入れたのである。三七年といえば、廬溝橋事件の勃発、国民精神総動員実施要項の決定、南京事件、もうとつとくに美濃部は葬られた筈だが。多摩ニュータウンにある都立大学付属図書館を訪ね、美濃部達吉の項を画面上に開いた。昭和の初期から美濃部は各年度ごとに「公法判例評釈」を著している。おやつと思つたのは昭和一七

私もそうであったが、世間一般に戦時下において自らの思想に殉じた人々への畏敬の念が強い。だが、思想を翻して生き残った人への評価はきわめて冷たい。美濃部を再発見してみると、生き残ることはまんざらでもない。それどころか実質的に戦後を準備しているではないかと思うと、後者の方が意義があるように思う。大美濃部と比較するなんぞもつてのほかだが、もし自分が脅迫されたら途端に、中学生になって生意気な口をきくようになったニキビ面の息子や怖い女房の顔が浮かんで、さっさと降参して、嵐の去るのをじっと待つことになると思う。會員諸子は如何。

年度までであったことである。図らずも自分のあやふやな知識がばれてしまった。随分前に宮沢俊義の『天皇機関説事件——史料は語る——』（上下、有斐閣）読んでいたのだが。美濃部は貴族

（京浜歴史科学研究会代表・九八・一二記）